

2013年1月22日
日 本 銀 行

「資産買入等の基金運営基本要領」の一部改正等について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、強力に金融緩和を推進する観点から、下記の諸措置を講ずることを決定しましたので、お知らせします。

記

1. 「資産買入等の基金運営基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙1のとおり一部改正すること。
2. 「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙2のとおり一部改正すること。
3. 「資産買入等の基金の運営として行うコマーシャル・ペーパーおよび社債等買入基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙3のとおり一部改正すること。
4. 「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション基本要領」（平成22年10月28日決定）を別紙4のとおり一部改正すること。
5. 「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等買入等基本要領」（平成22年11月5日決定）を別紙5のとおり一部改正すること。

以 上

<本件照会先>

企 画 局 菅 野 (03-3277-2800)
福 田 (03-3277-3768)

「資産買入等の基金運営基本要領」中一部改正

○ 4. (2) の次に次の (3) を加える。

(3) 買入れおよび貸付けは、平成 25 年末までを目途に、(1) および (2) に定める残高の上限に達するように実施するものとし、平成 26 年 1 月以降は、(1) および (2) の定めにかかわらず、毎月、別に定める金額の買入れおよび貸付けを行うものとする。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う国債等買入基本要領」中一部改正

- 6. を横線のとおり改める。

6. 買入残高の上限

「資産買入等の基金運営基本要領」4. ~~-(2)イ、およびロ、~~に定めるところによる。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う商業・ペーパーおよび社債等買入基本要領」中一部改正

○ 5. (1) を横線のとおり改める。

(1) CP等および社債等の買入残高の上限は、「資産買入等の基金運営基本要領」4. ~~(2)ハ、およびニ、~~に定めるところによる。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う共通担保資金供給オペレーション
基本要領」中一部改正

○ 8. を横線のとおり改める。

8. 貸付限度額

「資産買入等の基金運営基本要領」4. ~~(1)~~に定めるところによる。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。

「資産買入等の基金の運営として行う指数連動型上場投資信託受益権等
買入等基本要領」中一部改正

○ 7. (1) を横線のとおり改める。

(1) 指数連動型上場投資信託受益権等の買入残高の上限は、「資産買入等
の基金運営基本要領」4. ~~(2) ホ、およびヘ、~~に定めるところによる。

(附則)

この一部改正は、本日から実施する。